

平成 28 年度 草津市路上喫煙対策委員会 会議資料

1. 路上喫煙対策の現状等について

(1) 市の取組み

現在の啓発内容

- ・看板や路面シール、横断幕等の設置による、路上喫煙禁止区域および路上喫煙禁止周知のための啓発活動
- ・市への転入者に対する、啓発チラシの配布
- ・禁止区域外への横断幕設置（町内会への依頼）
- ・草津駅および南草津駅の東西出口にマナースペース（指定喫煙所）を設置
- ・路上喫煙禁止区域内の巡視啓発活動（年間 156 日）

(2) 路上喫煙の現状（業者委託による調査）

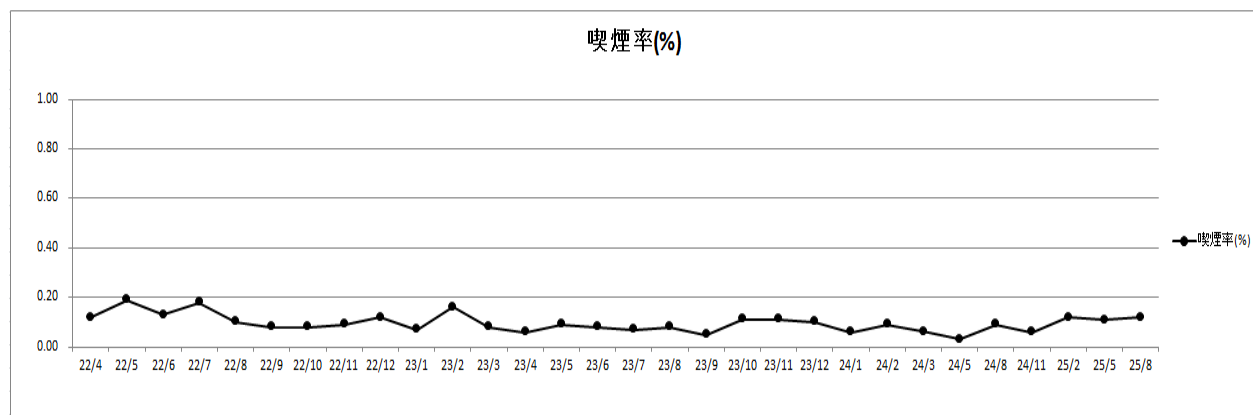
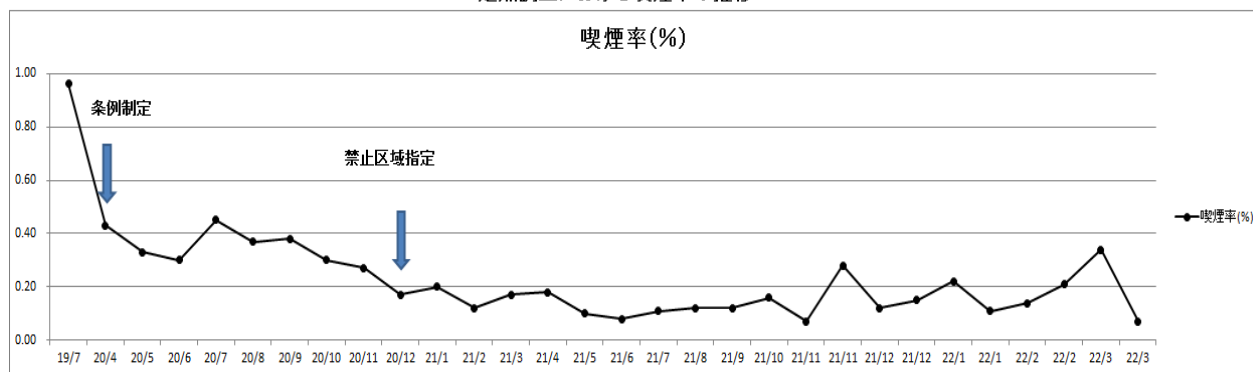
①路上喫煙率：通行者に占める路上喫煙者の割合

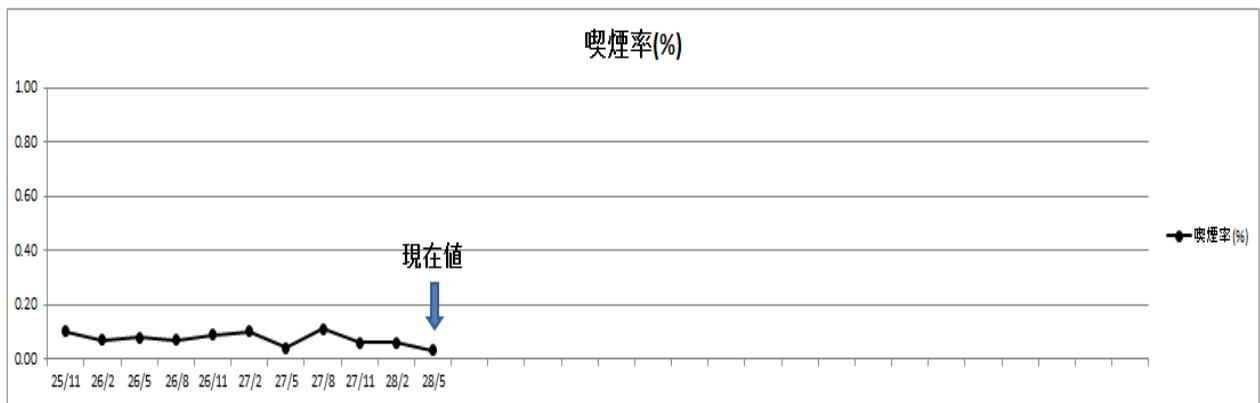
⇒ 0.03%（平成28年5月現在）

（参考）条例制定時→0.43%（平成20年4月）

禁止区域指定時→0.17%（平成20年12月）

定点調査における喫煙率の推移





②啓発指導員による禁止区域内の巡回啓発（1.5時間／日）

- ・朝夕の通勤・通学時間帯を重点的に、ほぼ毎日実施

(単位：人)

		平成 27年度								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
草津駅	マナースペース付近	195	137	174	165	121	159	176	100	
	路上喫煙者	50	56	53	72	63	69	65	62	
	合計	245	193	227	237	184	228	241	162	
南草津駅	マナースペース付近	114	65	119	64	53	85	68	33	
	路上喫煙者	23	20	23	23	7	12	12	32	
	合計	137	85	142	87	60	97	80	65	

		平成 27年度				平成 28年度			
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
草津駅	マナースペース付近	112	99	78	123	152	155	158	102
	路上喫煙者	58	41	41	74	76	49	69	55
	合計	170	140	119	197	228	204	227	157
南草津駅	マナースペース付近	23	23	15	27	46	26	45	43
	路上喫煙者	20	18	25	41	19	24	23	13
	合計	43	41	40	68	65	50	68	56

※人数は1か月間の啓発人数の合計である。

※「マナースペース付近」とは、マナースペースの枠外で喫煙されている人に対して、枠内で喫煙いただくよう啓発した人数であり、「路上喫煙者」とは、マナースペースを除く禁止区域内での路上喫煙者の人数である。

(所感)

- ・両駅とも「マナースペース付近」より「路上喫煙者」の人数の方が少ないことから、禁止区域の周知や巡視啓発の効果が出ている。
- ・南草津駅東口のマナースペースは平成27年11月17日より植栽型からパネル型パーテーションへ変更したが、設置以降、マナースペース付近での喫煙者の数が減少している。

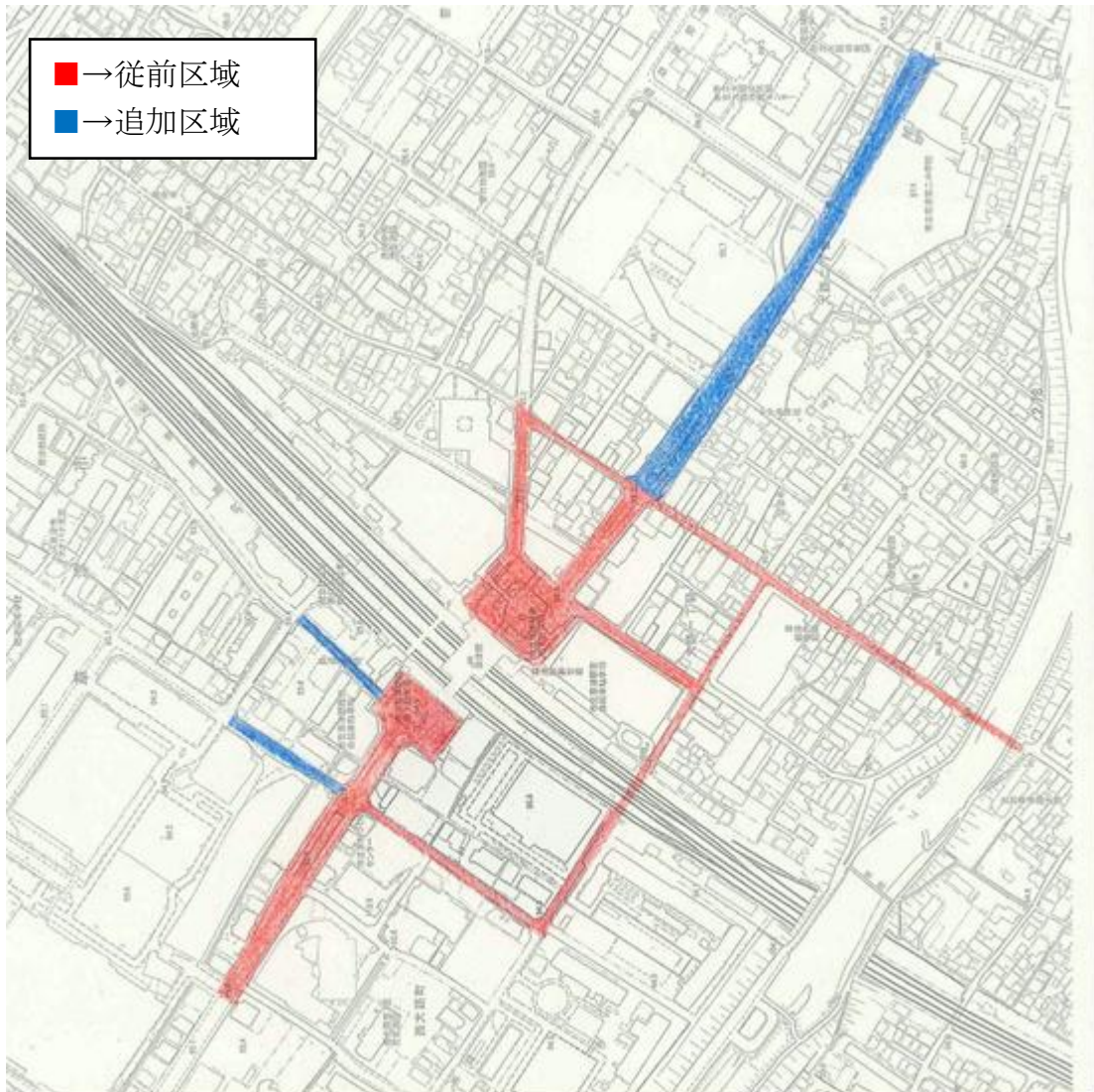
2. 路上喫煙禁止区域の拡大について

(1) 拡大に向けてのこれまでの経過

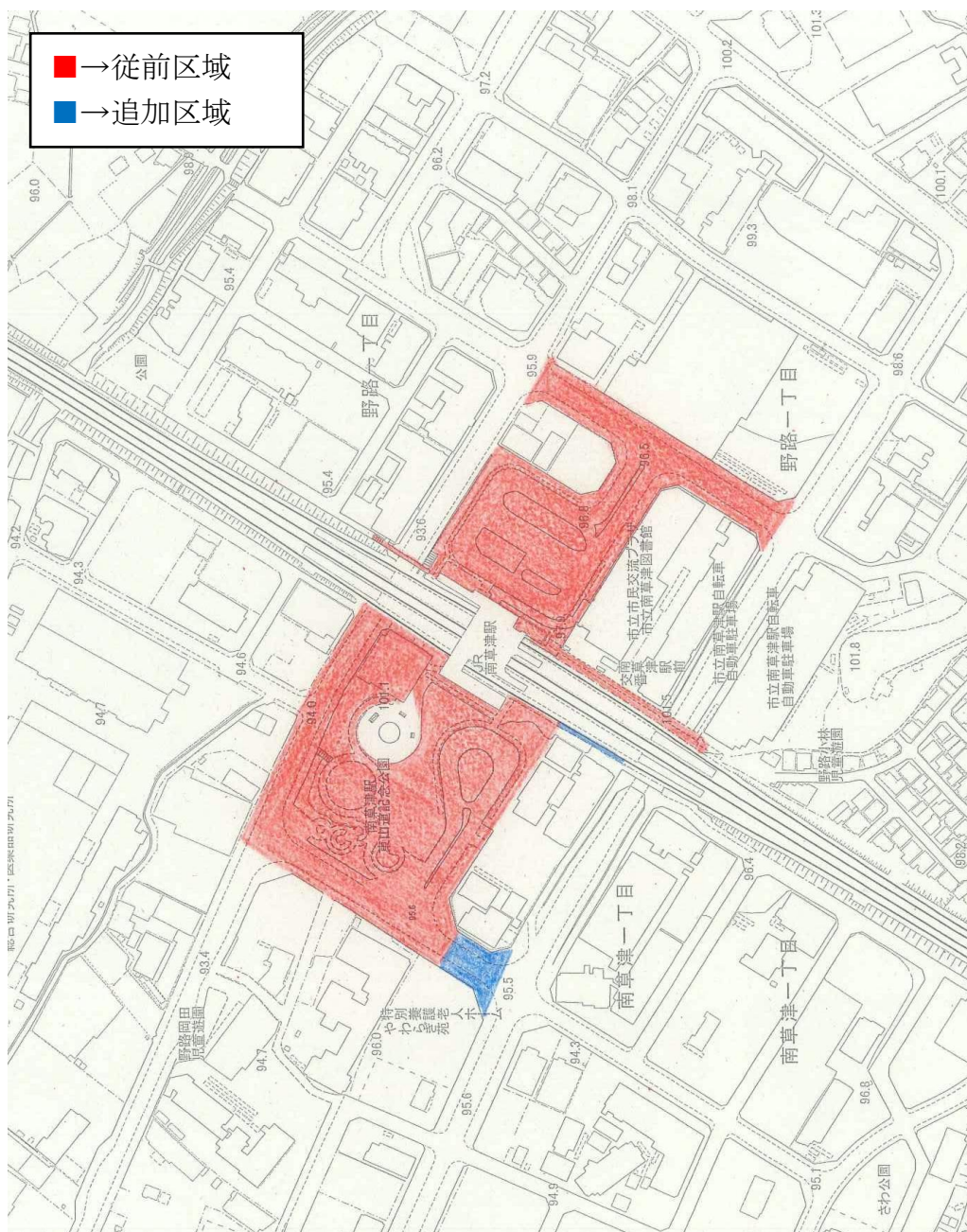
平成 27 年 4 月 8 日	市長から諮問「路上喫煙禁止区域の拡大について」
平成 27 年 7 月～ 平成 28 年 1 月	当対策委員会にて審議（3 回実施）
平成 28 年 3 月 2 日	当対策委員会より答申 路上喫煙禁止区域の拡大案の提示
平成 28 年 3 月	答申を受けて市の方針を決定
平成 28 年 4 月 25 日 ～5 月 25 日	パブリックコメントの実施
平成 28 年 7 月 25 日	路上喫煙禁止区域の告示
平成 28 年 9 月 1 日	路上喫煙禁止区域の拡大実施

(2) 拡大後の路上喫煙禁止区域

・草津駅周辺



・南草津駅周辺



(3) 啓発活動

- ・ 広報・ホームページでの周知
- ・ 追加区域に路面シールの貼り付け、横断幕を設置
- ・ 駅前啓発
 - 9月1日(木) 草津駅
 - 9月2日(金) 南草津駅
- ・ 町内会回覧(9月15日)

【 参考資料 】

『 法令・国の通知 』

受動喫煙対策については、健康増進法25条、厚生労働省健康局長通知などにより、必要な対策を講じるよう求められている。

●受動喫煙とは

「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されている。(健康増進法第25条)

●健康増進法第25条(抜粋)

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者はこれらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない」

●厚生労働省健康局長通知(平成22年2月25日付け)

- ・多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- ・屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要である。
- ・禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示する必要がある。
- ・喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

※平成24年10月29日付けおよび平成25年2月12日付けで、上記の局長通知の趣旨を鑑み、受動喫煙対策の徹底のための措置を講じるよう求めている。

『 厚生労働省 平成26年 国民健康・栄養調査結果の概要 』

